

七門航第68号  
平成25年8月7日

関係各位

関門港長

機雷の移設作業に伴う南方位標識の撤去に係る航行禁止及び航行  
制限区域の指定について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から関門港における船舶交通の安全確保に関しまして、格別のご理解と  
ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年6月29日、関門港前田沖における浚渫作業に伴う潜水探  
査作業実施中、機雷が発見されたことから、関門港長公示3号（平成25年6  
月29日付）を発出し、航泊禁止区域を指定し、南方位標識を設置していたと  
ころですが、この度、同機雷の移設及び水中爆破処理作業が行われることから、  
同標識の撤去作業が平成25年8月11日（日）（予備日13日（火））に実施  
されることとなりました。

同作業の安全及び通航船舶の安全を確保するため、別紙のとおり航行禁止区  
域及び航行制限区域を指定いたしましたので、貴傘下関係者へ公示内容の周知、  
指導方よろしく申し上げます。

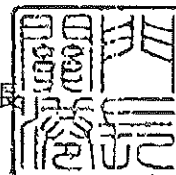
謹言

港長公示第14号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を禁止するとともに、船舶の航行を制限したことから、同条第2項の規定により、公示する。

平成25年8月7日

関門港長



機雷発見に伴う関門港前田沖における航行禁止及び航行制限について

平成25年6月29日(土)、関門港前田沖において機雷が発見されたことに伴う関門港長公示第3号(平成25年6月29日付)の航泊禁止区域を明示するため、南方位標識を設置していたが、機雷が移動されることに伴い、同標識の撤去作業が、平成25年8月11日(日)実施されることから、下記のとおり、区域を指定し船舶の航行を禁止するとともに、周辺海域の船舶の航行を制限する。

ただし、港長が認めた船舶を除く。

記

1、航行の禁止

(1) 期間

平成25年8月11日(日)午後1時30分から作業終了までの間

(平成25年8月13日(火)午後3時30分から作業終了までの間)

(2) 区域(別紙1参照)

次の4点で囲まれた区域

|   |    |             |    |              |
|---|----|-------------|----|--------------|
| イ | 北緯 | 33度58分31.2秒 | 東経 | 130度58分44.2秒 |
| ロ | 北緯 | 33度58分28.3秒 | 東経 | 130度58分46.3秒 |
| ハ | 北緯 | 33度58分24.8秒 | 東経 | 130度58分39.2秒 |
| ニ | 北緯 | 33度58分27.6秒 | 東経 | 130度58分37.2秒 |

2、航行の制限

(1) 期間

前記1に同じ

(2) 区域(別紙1参照)

関門航路のうち次の各線に囲まれた海域

A線 関門橋西側線

B線 火の山下潮流信号所から62度2,440mの地点と田野浦ふ頭北東端を結んだ線

(3) 制限事項

① 次の船舶は行き会わないこと。

ア) 油送船以外の船舶同士

総トン数1万トン以上対総トン数1万トン以上

イ) 油送船同士

総トン数3千トン以上対総トン数3千トン以上

ウ) 油送船以外の船舶対油送船

総トン数1万トン以上の油送船以外の船舶対総トン数3千トン以上の油送船

② 制限区域を航行する船舶は、他の船舶を追い越さないこと。

3、その他

船舶は、関門海峡海上交通センター及び現場付近において警戒している巡視艇の指示に従うこと。

